

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月23日
【計算期間】	第4特定期間(自平成26年1月24日 至平成26年7月23日)
【ファンド名】	東京海上・円資産バランスファンド(毎月決算型)
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券」、「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券」、「TMA日本REITマザーファンド受益証券」（それぞれをまたは総称して、以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象として運用を行います。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産（投資信託証券 （資産複合（株式・債券・不動産投信） 資産配分変更型）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ
	年2回	日本	
	年4回	北米	
	年6回 （隔月）	欧州	
	年12回 （毎月）	アジア	
	年12回 （毎月）	オセアニア	
	日々	中南米	
	その他 （ ）	アフリカ	
		中近東 （中東）	
		エマージング	

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 /絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより3,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

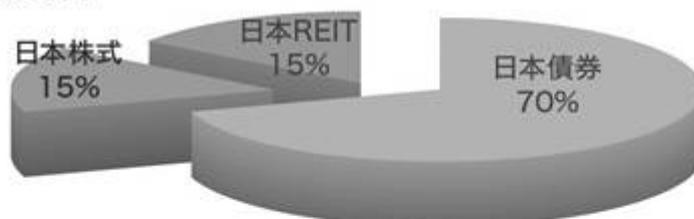
ファンドの特色

- 1 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の複数の資産(債券、株式、REIT)に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 2 各資産への配分比率は、日本債券70%、日本株式15%、日本REIT15%を基本とします。

- 上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合には、基準価額の変動リスクを年率3%※程度に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、その引き下げた部分は短期金融資産等により運用します。(株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。)

※上記の数値は、ファンドのリスク水準(後記「POINT 2」の【ご参考】参照)の目標値であり、目標が達成されることを約束・保証するものではありません。また、ファンドのリターンを目標を意味するものではありません。基準価額の変動リスクを目標通りに抑えることができたかどうかにかかわらず、運用成績はマイナスとなることがあります。将来的に市場環境が大きく変動した場合等には、事前にお知らせすることなく、目標リスクの水準(年率3%程度)を見直すことがあります。

《基本資産配分比率》



資産	マザーファンド	基本資産配分比率	資産配分比率の調整範囲
日本債券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	70%	—
日本株式	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド	15%	2.5%～15%
日本REIT	TMA日本REITマザーファンド	15%	2.5%～15%

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。常に上記の通り運用することを示すものではありません。



毎月分配を行います。

- 毎月23日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

《イメージ図》



※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

収益分配金に関する留意事項

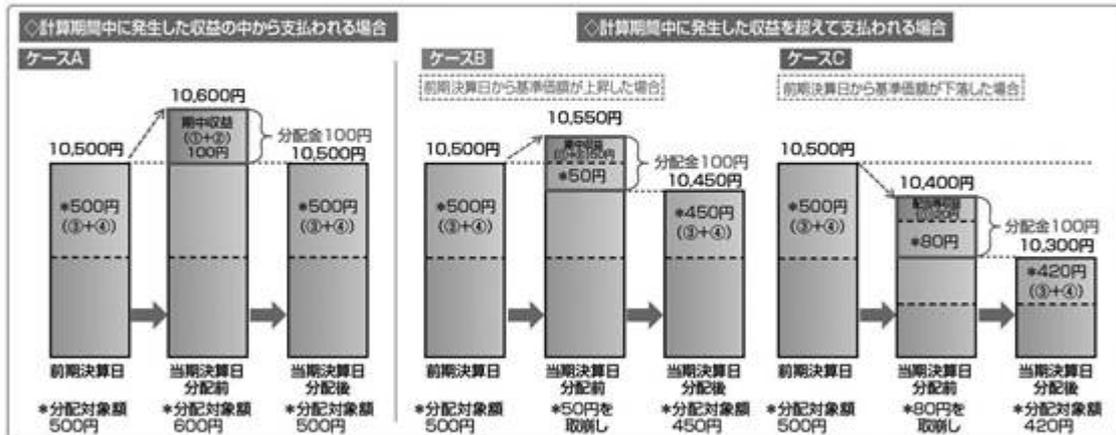
■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

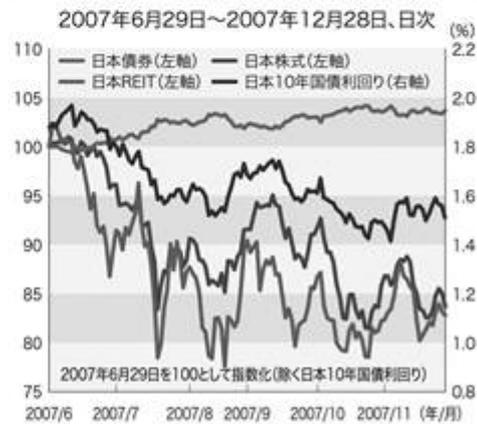
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

POINT
1

3つの円資産(日本債券、日本株式、日本REIT)に分散投資します

- 国内の円建て資産にのみ投資しますので、為替変動リスクはありません。
- 値動きの方向性が異なる傾向がある日本債券と日本株式、日本REITに分散投資します。
 - ◇ 景気拡張等による金利の上昇基調時は、一般的に債券価格は下落し、株式およびREITの価格は上昇する傾向があります。
 - ◇ 景気後退期や経済情勢が不安定な時期は、一般的に投資家の安全志向が強まり、債券価格は上昇し、株式およびREITの価格は下落する傾向があります。

3つの円資産の価格および日本10年国債利回りの推移

A 金利が上昇基調にある時の
3つの円資産の価格推移の例B 投資家の安全志向が強まる時の
3つの円資産の価格推移の例

出所: Thomson Datastream, ブルームバーグ, BofAメリルリンチ

日本債券: BofAメリルリンチ日本社債インデックス(7-10年)
 日本株式: TOPIX(配当込み)
 日本REIT: 東証REIT指数(配当込み)
 日本10年国債利回り: ジェネリック10年国債利回り

※上記はシミュレーションおよび過去の実績であり、将来の動向や当ファンドの運用成果等を示唆・保証するものではありません。

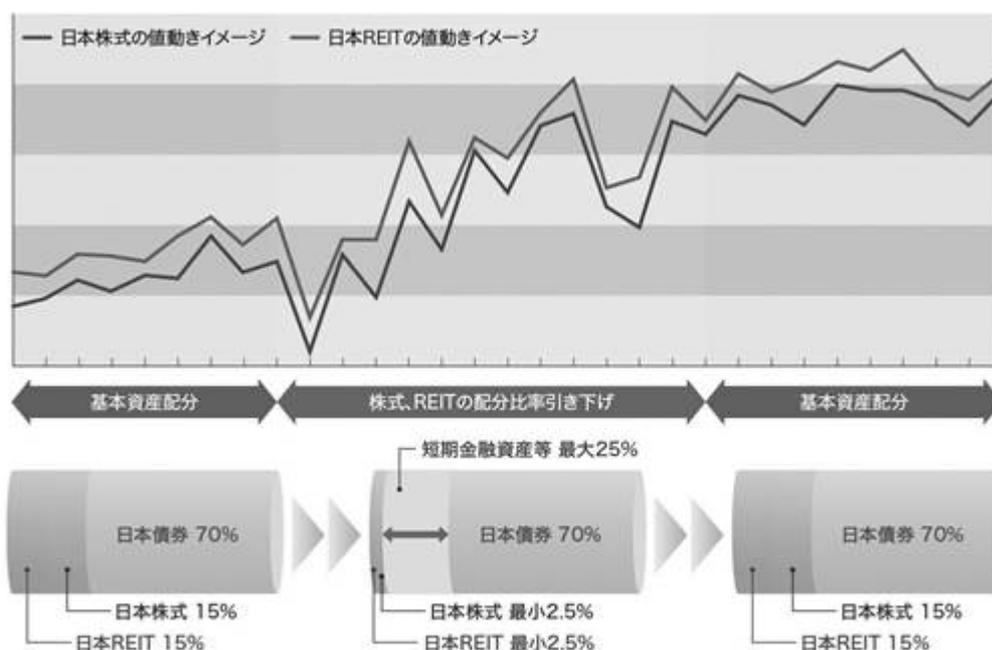
POINT
2

株式市場、REIT市場の動向を勘案して、機動的に配分比率を調整します

- 基本資産配分比率(日本債券:70%、日本株式:15%、日本REIT:15%)にかかわらず、ファンドの基準価額の変動リスクが大きくなった場合、基準価額の変動リスクを年率3%程度に抑えることを目標として、日本株式および日本REITの資産配分比率をそれぞれ引き下げます。

※日本株式と日本REITの資産配分比率は、同程度とします。

日本株式、日本REITの価格変動と資産配分比率調整のイメージ



※上記のイメージ図は、日本株式および日本REITの価格変動と資産配分比率調整についてご理解いただくために記載したものであり、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。常に上記の通り運用することを示すものではありません。

【ご参考】基準価額の変動リスクについて

基準価額が上下に変動する振れ幅のことであり、一般に標準偏差を使用します。

標準偏差とは、散らばり具合(ばらつき)を示す指標であり、ファンドのリターン^①の標準偏差が小さい程、リスクは小さいといえます。また、逆に、リターン^①の標準偏差が大きい程、リスクは大きいということになります。

年率3%の標準偏差とは、1年間のリターン^①が平均リターン^①から±3%の範囲内に約3分の2の確率で収まるということです。

したがって、リスクを3%程度に抑制して運用を行っていたとしても、ファンドの基準価額は±3%を大きく超えて変動することがあります。

POINT
3

さまざまな市場環境に対応して、中長期に安定した運用を目指します

- 主に、『安定した値動き』に期待する日本債券と、『成長性』および『日本債券よりも相対的に高い利回り』に期待する日本株式、日本REITに、市場環境に応じたバランスで分散投資し、中長期的に安定した運用を目指します。

当ファンドの運用シミュレーションおよび運用実績の推移

2003年9月30日から2012年11月8日までは当ファンドの運用シミュレーション、2012年11月9日以降は当ファンドの運用実績(税引前分配金再投資基準価額ベース)を基に算出しています。

2003年9月末～2014年7月末、日次



当ファンドの運用シミュレーション

：下記の日本債券、日本株式、日本REITの各データを基に、当ファンドの資産配分比率調整の基準(下記参照)に従って、各資産の配分比率を調整した場合のシミュレーションデータ(信託報酬(年率0.882%)控除後)

日本債券：(2003年9月30日～2010年5月28日)BofA Merrill Lynch日本社債インデックス(7-10年)、(2010年5月29日～2012年11月8日)「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」基準価額を基に算出したパフォーマンスデータ

日本株式：(2003年9月30日～2009年5月29日)「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」の運用プロセスに基づいて算出したシミュレーションデータ*、(2009年5月30日～2012年11月8日)「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」と同様の運用を行うマザーファンドの基準価額を基に算出したパフォーマンスデータ

日本REIT：(2003年9月30日～2011年6月9日)東証REIT指数(配当込み)、(2011年6月10日～2012年11月8日)「TMA日本REITマザーファンド」基準価額を基に算出したパフォーマンスデータ

*「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」の運用プロセスに基づいて算出したシミュレーションデータ：

TOPIX構成銘柄の中から、時価総額・信用度・流動性等の基準でスクリーニングを行い、①銘柄の上限2% ②TOPIXの予想配当利回りを1%上回る制約条件でリスクが最小となるポートフォリオを構築。売買コストは片道0.6%とした時のシミュレーションデータ

当ファンドの資産配分比率調整の基準

〈基本資産配分比率(資産配分比率の調整範囲)〉

・日本債券 70%(固定)、日本株式 15%(2.5%～15%)、日本REIT 15%(2.5%～15%)

〈基準価額の変動リスク(年率3%程度)による調整〉

・ファンドの変動リスクが年率3%となるように推計された日本株式と日本REITの資産配分比率合計と現時点の組入比率合計の差が5%を超えた場合に組入比率の調整を実施

〈時価の変動による調整〉

・日本債券の時価変動については、月末時点で組入比率70%に調整
 ・日本株式、日本REITの時価変動については、月末時点で同じ組入比率に調整

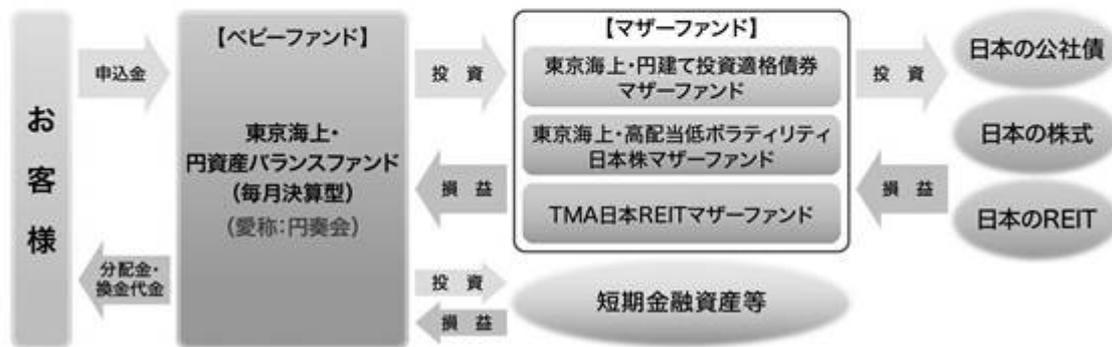
※資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※上記はシミュレーションおよび過去の実績であり、将来の動向や当ファンドの運用成果等を示唆・保証するものではありません。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

ファンドのしくみ



各マザーファンドの主な特色

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

- ◇わが国の法人が発行する円建ての社債を主要投資対象とします。
- ◇投資する債券は、取得時においてBBB格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。
- ◇組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保を目指します。
- ◇ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

- ◇わが国の株式を主要投資対象とし、流動性や信用リスク等を勘案して選定した銘柄に投資します。
- ◇ポートフォリオ全体の配当利回りを高める戦略と価格変動リスクを低く抑える戦略を組み合わせることで、ポートフォリオ全体の価格変動リスクをTOPIXの価格変動リスクより低く抑えつつ、中長期的にTOPIXと同程度のリターンを目指します。
- ◇原則として、株式への組入比率を高位に維持します。

TMA日本REITマザーファンド

- ◇わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券(REIT)を主要投資対象とします。
- ◇REITへの投資にあたっては、REIT市場における時価総額構成比を基本としつつ、流動性・信用力等を勘案して各銘柄に対する投資比率を適宜調整し、日本REIT市場の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
- ◇REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

※資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

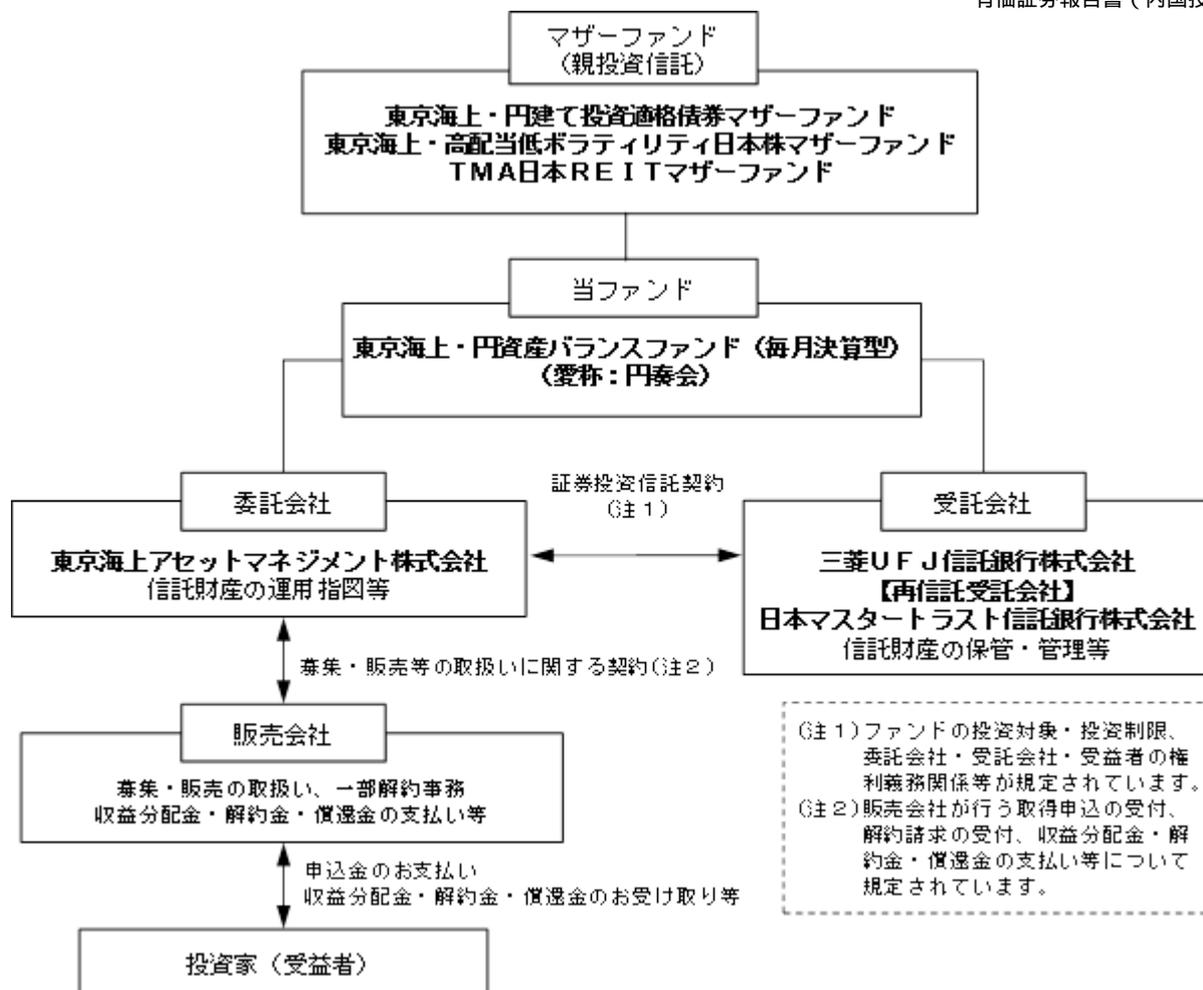
- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年11月9日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成26年7月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 平成19年9月 金融商品取引業者として登録
 - 平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

・大株主の状況（平成26年7月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主として以下の親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券および短期金融資産に投資します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券

TMA日本REITマザーファンド受益証券

(2) 投資態度

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の複数の資産(債券・株式・不動産投資信託(REIT))に分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

各資産への投資比率は、以下の資産配分比率を基本とします。

債券	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド受益証券	70%
株式	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド受益証券	15%
REIT	TMA日本REITマザーファンド受益証券	15%

上記の資産配分比率を基本としますが、当ファンドの基準価額の変動リスクを一定の水準に抑制することを目標として、株式とREITの資産配分比率をそれぞれ引き下げ、短期金融資産を組入れます。(株式とREITの資産配分は、ほぼ同じ比率とします。)

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの運用の基本方針、主な投資対象と投資制限(要約)

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

1. 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。以下、同じ。)を中心に投資します。

(2) 投資態度

主としてわが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資する債券は、取得時においてBBB格相当以上の格付を取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券を投資対象とします。

組入銘柄は、投資する債券等の残存年限を幅広く分散することにより、できる限り金利変動リスクを平均化し、収益性の確保を目指します。

ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等に幅広く投資を行う場合があります。また、流動性確保の観点から、国債や地方債等にも投資を行う場合があります。

3. 運用制限

(1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限りません。)

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

1．基本方針

わが国の株式を中心に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場されている株式ならびに取引所に準じる市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の株式の中から、流動性や信用リスク等を勘案して選定した銘柄に投資します。

ポートフォリオ全体の配当利回りを高める戦略と価格変動リスクを低く抑える戦略を組み合わせることで、ポートフォリオ全体の価格変動リスクをTOPIXの価格変動リスクより低く抑えつつ、中長期的にTOPIXと同程度のリターンを目指します。

原則として、株式への組入比率を高位に維持します。

3．運用制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

TMA日本REITマザーファンド

1．基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。なお、設定当初または残高が少額の場合等、運用の効率性の観点から、資金の一部または全額を東証REIT指数に連動する上場投資信託証券（ETF）に投資することがあります。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む）されているJ-REITに投資を行うことにより、J-REIT市場の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

J-REITへの投資にあたっては、J-REIT市場における時価総額構成比を基本としつつ、流動性・信用力などを勘案して各銘柄に対する投資比率を適宜調整します。

J-REITの組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

3．運用制限

(1) 株式への直接投資は行いません。

(2) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(3) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

1．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）

金銭債権（次に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」、「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」、「TMA日本REITマザーファン

ド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書
- (2) 国債証券
- (3) 地方債証券
- (4) 特別の法律により法人の発行する債券
- (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- (10) コマーシャル・ペーパー
- (11) 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
- (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- (17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

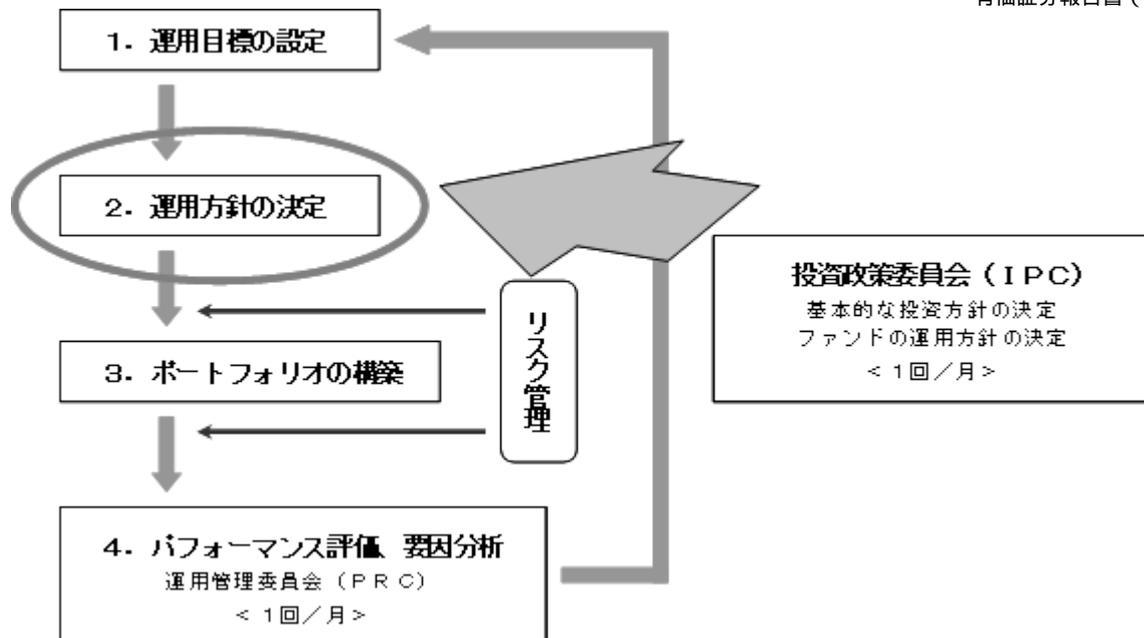
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、基本資産配分に基づき、3資産(日本株式、日本債券、日本REIT)の各マザーファンドへの投資を行います。各マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用戦略部（6名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。各マザーファンドについては、日本株式および日本REITをクオンツ企画運用部（9名）が、日本債券を債券運用部日本債券運用グループ（10名）が、同じく「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成26年8月1日現在）

(4)【配分方針】

月1回（原則として毎月23日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。ただし、第1回目から第5回目の決算時には、分配を行いません。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）

に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うこと

の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(約款第35条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式、公社債およびREITなど値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

REITの価格変動リスク

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給など、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に国内の株式、公社債およびREITを実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた有価証券の値動きやそれらの有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

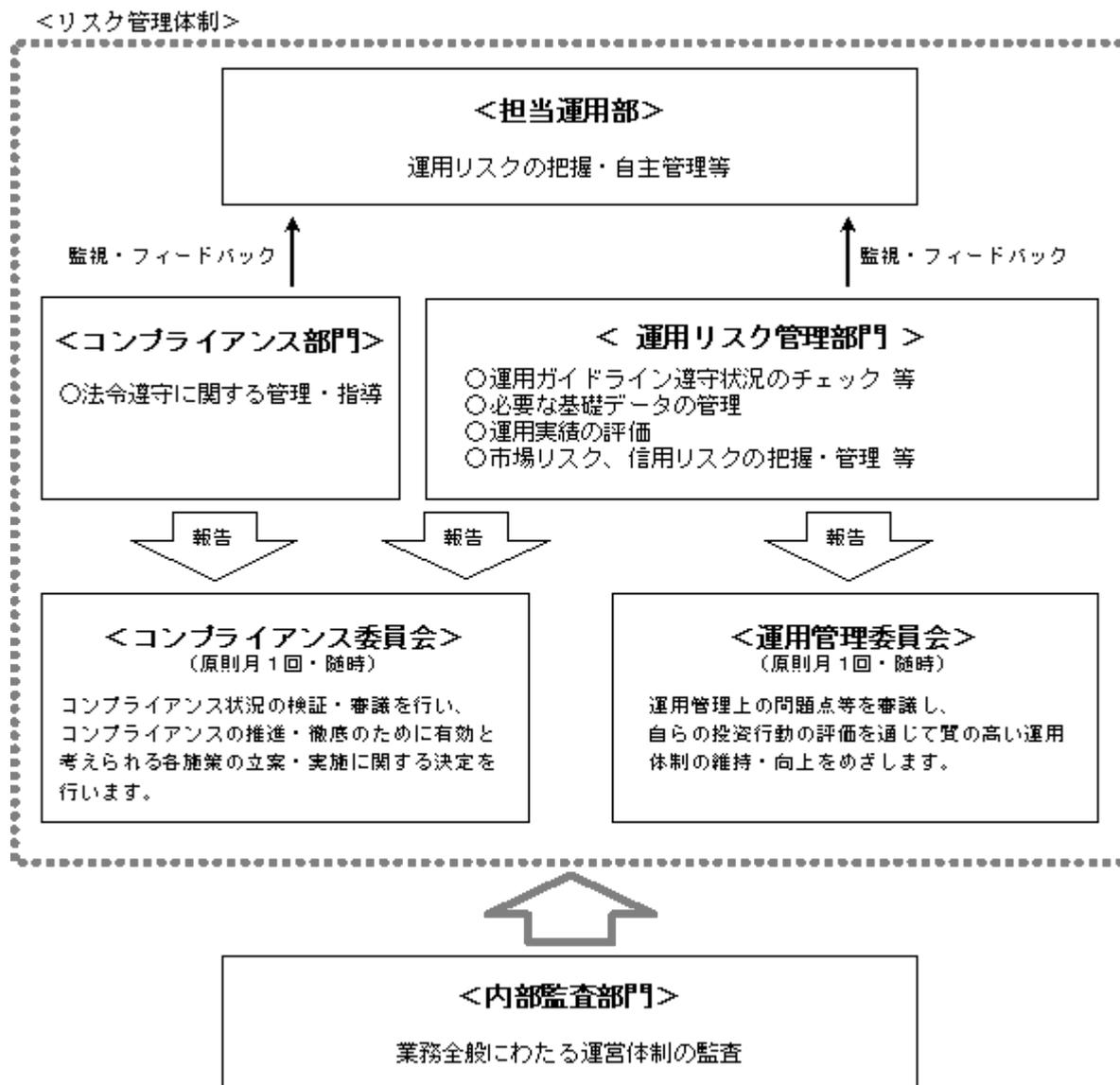
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

発行価格に1.62%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.9072%（税抜0.84%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.41%	年率0.41%	年率0.02%

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%(所得税15.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(2)超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(1)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- (2)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。

5【運用状況】

以下は平成26年7月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	16,128,497,995	99.76
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		37,253,223	0.23
合計(純資産総額)		16,165,751,218	100.00

(ご参考：親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	2,791,706,800	4.82
地方債証券	日本	10,380,081,000	17.92
特殊債券	日本	3,774,216,000	6.51
社債券	日本	39,988,572,000	69.07
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		958,223,801	1.65
合計(純資産総額)		57,892,799,601	100.00

TMA日本REITマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	2,419,346,100	98.58
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		34,683,864	1.41
合計(純資産総額)		2,454,029,964	100.00

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	17,850,695,050	94.71
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		996,396,896	5.28
合計(純資産総額)		18,847,091,946	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	10,111,314,957	1.1147	11,271,258,807	1.1152	11,276,138,440	69.75
2	東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,471,705,009	1.6460	2,422,545,726	1.6489	2,426,694,389	15.01
3	TMA日本REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,340,442,731	1.7975	2,409,468,110	1.8096	2,425,665,166	15.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.76

合 計	99.76
-----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	第28回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	2.111	2030/06/11	400,000,000	110.97	443,885,000	113.27	453,084,000	0.78
2	第31回東邦瓦斯株式会社無担保社債	日本	社債券	2.060	2022/03/18	400,000,000	111.35	445,407,000	112.08	448,340,000	0.77
3	第4回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	日本	社債券	2.766	2019/06/20	400,000,000	112.08	448,341,000	111.32	445,312,000	0.76
4	第87回東武鉄道株式会社無担保社債	日本	社債券	1.820	2020/04/28	400,000,000	107.94	431,784,000	107.92	431,680,000	0.74
5	第55回小田急電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	1.367	2020/12/17	400,000,000	105.38	421,524,000	106.35	425,412,000	0.73
6	第31回京王電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	1.199	2021/07/28	400,000,000	105.39	421,575,000	105.61	422,460,000	0.72
7	第10回株式会社セブン銀行無担保社債	日本	社債券	0.803	2023/03/20	400,000,000	100.89	403,561,000	102.16	408,664,000	0.70
8	第27回富士電機株式会社無担保社債	日本	社債券	0.900	2018/06/06	400,000,000	102.09	408,384,000	101.84	407,396,000	0.70
9	第133回オリックス株式会社無担保社債	日本	社債券	2.540	2015/04/08	400,000,000	101.82	407,294,000	101.62	406,480,000	0.70
10	第1回B号明治安田生命2012基金特定目的会社特定社債	日本	社債券	0.850	2017/08/09	400,000,000	101.03	404,149,000	101.49	405,960,000	0.70
11	第20回株式会社NTTドコモ無担保社債	日本	社債券	0.730	2023/09/20	400,000,000	100.68	402,743,000	101.16	404,660,000	0.69
12	平成18年度第3回神戸市公募公債(20年)	日本	地方債証券	2.540	2026/06/19	300,000,000	118.26	354,783,000	119.66	358,980,000	0.62
13	第8回埼玉県公募公債(20年)	日本	地方債証券	2.190	2029/09/20	300,000,000	112.08	336,267,000	115.64	346,944,000	0.59

14	第25回株式会社三井住友銀行無担保社債(劣後特約付)	日本	社債券	2.210	2026/06/01	300,000,000	112.78	338,359,000	114.24	342,732,000	0.59
15	第5回国際協力機構債券	日本	社債券	1.918	2030/09/13	300,000,000	108.35	325,071,000	110.60	331,800,000	0.57
16	第18回株式会社豊田自動織機無担保社債	日本	社債券	2.109	2019/03/20	300,000,000	109.43	328,302,000	108.51	325,557,000	0.56
17	第38回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.870	2019/10/23	300,000,000	108.05	324,161,000	107.98	323,952,000	0.55
18	第8回パナソニック株式会社無担保社債	日本	社債券	2.050	2019/03/20	300,000,000	108.18	324,561,000	107.86	323,595,000	0.55
19	第18回大阪瓦斯株式会社無担保社債	日本	社債券	1.470	2022/12/20	300,000,000	106.26	318,801,000	107.85	323,562,000	0.55
20	第41回住友化学株式会社無担保社債	日本	社債券	1.640	2019/10/18	300,000,000	105.78	317,358,000	106.51	319,530,000	0.55
21	第174回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	1.641	2032/09/30	300,000,000	102.26	306,800,000	105.31	315,936,000	0.54
22	第171回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	日本	特殊債券	1.560	2032/08/31	300,000,000	100.55	301,671,000	104.10	312,300,000	0.53
23	第6回野村ホールディングス株式会社無担保社債	日本	社債券	1.860	2017/03/23	300,000,000	104.38	313,152,000	104.08	312,261,000	0.53
24	第147回利付国債(20年)	日本	国債証券	1.600	2033/12/20	300,000,000	101.06	303,184,000	103.99	311,997,000	0.53
25	第375回東北電力株式会社社債	日本	社債券	3.700	2015/06/25	300,000,000	103.47	310,435,000	103.11	309,348,000	0.53
26	第405回中部電力株式会社社債(一般担保付)	日本	社債券	4.150	2015/04/24	300,000,000	103.26	309,804,000	102.89	308,688,000	0.53
27	第7回株式会社オリエンタルランド無担保社債	日本	社債券	1.860	2016/03/23	300,000,000	103.97	311,934,000	102.77	308,331,000	0.53
28	第38回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	日本	社債券	1.291	2028/12/11	300,000,000	100.56	301,700,000	102.21	306,651,000	0.52
29	第4回住友生命基金流動化特定目的会社第1回特定社債	日本	社債券	1.200	2016/08/09	300,000,000	101.14	303,423,000	101.69	305,088,000	0.52
30	第2回株式会社クレハ無担保社債	日本	社債券	2.060	2015/06/17	300,000,000	103.08	309,240,000	101.62	304,881,000	0.52

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	日本ビルファンド投資法人	日本	投資証券	299	578,138.60	172,863,443	580,000.00	173,420,000	7.06
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本	投資証券	256	577,501.39	147,840,356	582,000.00	148,992,000	6.07
3	日本リテールファンド投資法人	日本	投資証券	615	226,272.20	139,157,407	227,600.00	139,974,000	5.70
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	694	162,749.32	112,948,035	165,900.00	115,134,600	4.69
5	日本プロロジスリート投資法人	日本	投資証券	470	237,604.90	111,674,303	240,300.00	112,941,000	4.60
6	オリックス不動産投資法人	日本	投資証券	685	140,404.89	96,177,351	141,800.00	97,133,000	3.95
7	アクティブ・プロパティーズ投資法人	日本	投資証券	101	896,526.95	90,549,222	918,000.00	92,718,000	3.77
8	フロンティア不動産投資法人	日本	投資証券	157	555,547.35	87,220,935	567,000.00	89,019,000	3.62
9	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	171	484,977.67	82,931,183	519,000.00	88,749,000	3.61
10	G L P 投資法人	日本	投資証券	761	113,561.25	86,420,112	114,800.00	87,362,800	3.55
11	森ヒルズリート投資法人	日本	投資証券	560	150,278.01	84,155,690	151,100.00	84,616,000	3.44
12	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	141	559,629.78	78,907,799	562,000.00	79,242,000	3.22
13	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	315	238,137.35	75,013,266	236,700.00	74,560,500	3.03
14	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	178	380,332.65	67,699,213	393,500.00	70,043,000	2.85
15	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	141	451,092.58	63,604,054	458,000.00	64,578,000	2.63
16	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	1,025	54,804.69	56,174,809	57,000.00	58,425,000	2.38
17	ヒューリックリート投資法人	日本	投資証券	320	164,425.73	52,616,235	177,200.00	56,704,000	2.31
18	野村不動産オフィスファンド投資法人	日本	投資証券	116	473,636.15	54,941,794	488,500.00	56,666,000	2.30
19	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	220	248,400.00	54,648,000	245,500.00	54,010,000	2.20
20	東急リアル・エステート投資法人	日本	投資証券	370	142,403.71	52,689,373	140,100.00	51,837,000	2.11
21	日本プライムリアルティ投資法人	日本	投資証券	142	358,435.52	50,897,844	357,500.00	50,765,000	2.06
22	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	104	477,000.00	49,608,000	484,000.00	50,336,000	2.05
23	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	450	103,173.07	46,427,885	105,600.00	47,520,000	1.93

24	いちご不動産投資法人	日本	投資証券	663	69,801.31	46,278,270	71,200.00	47,205,600	1.92
25	森トラスト総合リート投資法人	日本	投資証券	265	169,400.00	44,891,000	176,500.00	46,772,500	1.90
26	野村不動産マスターファンド投資法人	日本	投資証券	357	121,700.00	43,446,900	124,900.00	44,589,300	1.81
27	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	216	190,260.98	41,096,372	188,600.00	40,737,600	1.66
28	日本賃貸住宅投資法人	日本	投資証券	496	71,468.55	35,448,401	75,700.00	37,547,200	1.53
29	産業ファンド投資法人	日本	投資証券	40	906,223.15	36,248,926	904,000.00	36,160,000	1.47
30	平和不動産リート投資法人	日本	投資証券	402	84,700.00	34,049,400	86,000.00	34,572,000	1.40

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	科研製薬	日本	医薬品	株式	162,000	2,053.68	332,696,598	2,309.00	374,058,000	1.98
2	大東建託	日本	建設業	株式	29,200	11,187.39	326,671,857	12,475.00	364,270,000	1.93
3	エーザイ	日本	医薬品	株式	82,800	4,189.13	346,859,999	4,399.00	364,237,200	1.93
4	N T T ドコモ	日本	情報・通信業	株式	197,300	1,704.28	336,255,524	1,824.00	359,875,200	1.90
5	因幡電機産業	日本	卸売業	株式	103,400	3,215.84	332,517,938	3,450.00	356,730,000	1.89
6	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	51,900	6,047.28	313,854,151	6,860.00	356,034,000	1.88
7	大塚ホールディングス	日本	医薬品	株式	107,800	2,947.12	317,699,604	3,296.50	355,362,700	1.88
8	アース製薬	日本	化学	株式	88,700	3,769.09	334,319,120	4,005.00	355,243,500	1.88
9	三井物産	日本	卸売業	株式	213,200	1,591.43	339,293,502	1,666.00	355,191,200	1.88
10	キャノン電子	日本	電気機器	株式	179,300	1,796.44	322,102,873	1,977.00	354,476,100	1.88
11	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	266,000	1,221.29	324,864,355	1,327.50	353,115,000	1.87
12	日本たばこ産業	日本	食料品	株式	96,400	3,444.54	332,053,967	3,652.00	352,052,800	1.86
13	住友商事	日本	卸売業	株式	256,700	1,343.30	344,826,486	1,370.50	351,807,350	1.86
14	ローソン	日本	小売業	株式	45,200	7,336.83	331,624,839	7,740.00	349,848,000	1.85
15	オートバックスセブン	日本	卸売業	株式	205,800	1,663.35	342,318,052	1,694.00	348,625,200	1.84
16	チヨダ	日本	小売業	株式	152,200	2,283.01	347,475,428	2,289.00	348,385,800	1.84
17	アサツー ディ・ケイ	日本	サービス業	株式	131,500	2,491.49	327,631,983	2,647.00	348,080,500	1.84
18	キャノン	日本	電気機器	株式	102,500	3,332.12	341,543,296	3,392.00	347,680,000	1.84
19	ホクト	日本	水産・農林業	株式	175,300	1,950.82	341,980,368	1,962.00	343,938,600	1.82
20	王将フードサービス	日本	小売業	株式	79,100	4,107.93	324,938,031	4,345.00	343,689,500	1.82
21	センコー	日本	陸運業	株式	645,000	521.78	336,550,543	531.00	342,495,000	1.81
22	田辺三菱製薬	日本	医薬品	株式	222,700	1,492.91	332,472,337	1,505.00	335,163,500	1.77
23	日本航空	日本	空運業	株式	57,600	5,320.13	306,439,764	5,730.00	330,048,000	1.75
24	ファミリーマート	日本	小売業	株式	69,900	4,477.17	312,954,518	4,645.00	324,685,500	1.72

25	ワコールホールディングス	日本	繊維製品	株式	296,000	1,052.55	311,555,474	1,095.00	324,120,000	1.71
26	雪印メグミルク	日本	食料品	株式	242,000	1,320.65	319,598,827	1,339.00	324,038,000	1.71
27	西日本旅客鉄道	日本	陸運業	株式	64,000	4,283.80	274,163,318	4,698.00	300,672,000	1.59
28	昭和シェル石油	日本	石油・石炭製品	株式	256,000	1,073.99	274,941,880	1,169.00	299,264,000	1.58
29	ネットワンシステムズ	日本	情報・通信業	株式	434,400	756.51	328,631,278	683.00	296,695,200	1.57
30	ティーガイア	日本	情報・通信業	株式	303,100	954.40	289,279,353	961.00	291,279,100	1.54

b. 投資有価証券の種類

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	4.82
地方債証券	17.92
特殊債券	6.51
社債券	69.07
合計	98.34

TMA日本REITマザーファンド

種類	投資比率(%)
投資証券	98.58
合計	98.58

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	1.82
		建設業	4.62
		食料品	16.08
		繊維製品	1.84
		化学	4.08
		医薬品	9.84
		石油・石炭製品	3.00
		非鉄金属	0.75
		機械	1.63
		電気機器	4.47
		輸送用機器	1.22
		電気・ガス業	2.11
		陸運業	3.95
		空運業	1.75
		情報・通信業	8.73
		卸売業	13.17
		小売業	11.65
銀行業	0.37		
サービス業	3.53		

合 計	94.71
-----	-------

投資不動産物件

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本REITマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

該当事項はありません。

TMA日本REITマザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(平成25年 1月23日)	1,036	1,036	1.0328	1.0328
第2特定期間末	(平成25年 7月23日)	1,291	1,299	1.1126	1.1206
第3特定期間末	(平成26年 1月23日)	5,662	5,700	1.1297	1.1417
第4特定期間末	(平成26年 7月23日)	14,810	14,923	1.1547	1.1677
	平成25年 7月末日	1,356	-	1.1079	-
	8月末日	1,586	-	1.1096	-
	9月末日	2,463	-	1.1215	-
	10月末日	3,422	-	1.1242	-
	11月末日	4,132	-	1.1248	-
	12月末日	5,089	-	1.1262	-
	平成26年 1月末日	6,002	-	1.1286	-
	2月末日	6,755	-	1.1298	-
	3月末日	7,783	-	1.1262	-
	4月末日	8,446	-	1.1295	-
	5月末日	9,277	-	1.1421	-
	6月末日	11,750	-	1.1533	-
	7月末日	16,165	-	1.1562	-

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成24年11月 9日～平成25年 1月23日	0.0000
第2特定期間	平成25年 1月24日～平成25年 7月23日	0.0080

第3特定期間	平成25年 7月24日～平成26年 1月23日	0.0120
第4特定期間	平成26年 1月24日～平成26年 7月23日	0.0130

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1特定期間	平成24年11月 9日～平成25年 1月23日	3.3
第2特定期間	平成25年 1月24日～平成25年 7月23日	8.5
第3特定期間	平成25年 7月24日～平成26年 1月23日	2.6
第4特定期間	平成26年 1月24日～平成26年 7月23日	3.4

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付)から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定期間	平成24年11月 9日～平成25年 1月23日	1,004,083,413	556,575	1,003,526,838
第2特定期間	平成25年 1月24日～平成25年 7月23日	161,994,294	4,807,972	1,160,713,160
第3特定期間	平成25年 7月24日～平成26年 1月23日	4,013,873,291	162,152,299	5,012,434,152
第4特定期間	平成26年 1月24日～平成26年 7月23日	8,463,416,010	649,558,520	12,826,291,642

< 参考情報 >

(平成26年 7月31日現在)

基準価額、パフォーマンス等の状況

●基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は、信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※基準価額は、1万口当たりで表示しています。

※設定日は2012年11月9日です。

●基準価額・純資産総額

基準価額	11,562円
純資産総額	16,166百万円

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	+0.51	+2.99	+3.62	+6.69	-	+19.06

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013/8	2013/9	2013/10	2013/11	2013/12	2014/1	2014/2
20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
2014/3	2014/4	2014/5	2014/6	2014/7	設定来累計	
20円	20円	20円	20円	30円	330円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

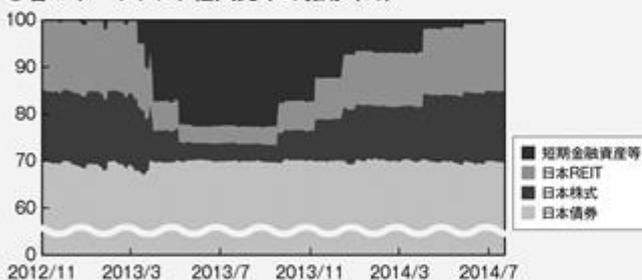
●各マザーファンド組入比率(%)

ファンド名	比率	基本資産配分	差
東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド	69.8	70.0	-0.2
東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド	15.0	15.0	+0.0
TMA日本REITマザーファンド	15.0	15.0	+0.0
短期金融資産等	0.2	-	+0.2

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

●各マザーファンド組入比率の推移(%)



※比率は、純資産総額(一部の未払金の計上を除く)に占める割合です。

●各マザーファンドの組入上位銘柄

<東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド>

	銘柄名	比率(%)
1	第28回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	0.8
2	第31回東邦瓦斯株式会社無担保社債	0.8
3	第4回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	0.8

<東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド>

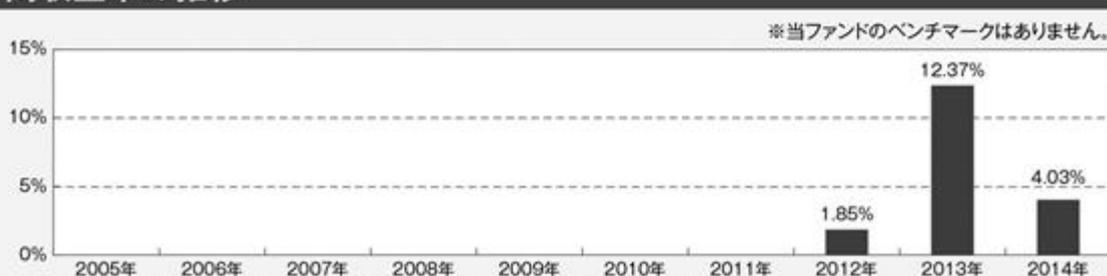
	銘柄名	比率(%)
1	科研製薬	2.0
2	大東建託	1.9
3	エーザイ	1.9

<TMA日本REITマザーファンド>

	銘柄名	比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	7.1
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	6.1
3	日本リテールファンド投資法人	5.7

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)
- f. 申込手数料は、発行価格に1.62%(税抜1.5%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。
信託財産留保額はありませぬ。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日(外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日)の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、平成24年11月9日から平成34年7月22日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月24日から翌月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

() 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

1月・7月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

平成26年12月以降は、以下の内容に変更する予定です。

- a. 1月・7月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記a.およびb.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成26年12月1日付の法令改正に伴い、下記の内容の約款変更を行う予定です。

書面決議を要する併合手続きの見直し

投資信託の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合は、重大な約款の変更等に該当しないものとし、書面決議の手続きを不要とします。

書面決議における受益者数要件の撤廃

書面決議において、受益者数の要件（議決権を行使することができる受益者の半数以上の多数）を撤廃します。

反対受益者の受益権買取請求制度の見直し

書面決議に反対した受益者の受益権買取請求権について、受益者の保護に欠けるおそれがない投資信託（受益者が受益権について投資信託の元本の全部または一部の解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる投資信託）に該当する場合には適用しません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間（平成26年1月24日から平成26年7月23日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成26年 1月23日現在]	当期 [平成26年 7月23日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	371,450,063	37,140,786
親投資信託受益証券	5,293,025,027	14,773,204,725
未収入金	25,743,758	62,876,900
未収利息	523	45
流動資産合計	5,690,219,371	14,873,222,456
資産合計	5,690,219,371	14,873,222,456
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,024,868	38,478,874
未払解約金	13,696,978	15,003,971
未払受託者報酬	89,882	226,134
未払委託者報酬	3,685,193	9,271,411
その他未払費用	44,930	54,000
流動負債合計	27,541,851	63,034,390
負債合計	27,541,851	63,034,390
純資産の部		
元本等		
元本	1 5,012,434,152	1 12,826,291,642
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	650,243,368	1,983,896,424
（分配準備積立金）	162,384,692	365,875,520
元本等合計	5,662,677,520	14,810,188,066
純資産合計	5,662,677,520	14,810,188,066
負債純資産合計	5,690,219,371	14,873,222,456

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成25年 7月24日 至 平成26年 1月23日	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
営業収益		
受取利息	119,406	67,008
有価証券売買等損益	107,214,692	375,335,040
営業収益合計	107,334,098	375,402,048
営業費用		
受託者報酬	334,739	920,784
委託者報酬	13,724,192	37,752,123
その他費用	167,281	320,650
営業費用合計	14,226,212	38,993,557
営業利益又は営業損失()	93,107,886	336,408,491
経常利益又は経常損失()	93,107,886	336,408,491
当期純利益又は当期純損失()	93,107,886	336,408,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	824,165	3,299,843
期首剰余金又は期首欠損金()	130,659,690	650,243,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	484,860,769	1,203,230,750
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	484,860,769	1,203,230,750
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,394,993	89,621,565
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,394,993	89,621,565
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 38,165,819	1 113,064,777
期末剰余金又は期末欠損金()	650,243,368	1,983,896,424

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期
	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期	当期
	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
1. 1 期首元本額	1,160,713,160円	5,012,434,152円
期中追加設定元本額	4,013,873,291円	8,463,416,010円
期中一部解約元本額	162,152,299円	649,558,520円
2. 1 特定期間末日における受益権の総数	5,012,434,152口	12,826,291,642口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 平成25年 7月24日 至 平成26年 1月23日	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
<p>1 分配金の計算過程</p> <p>(平成25年7月24日から平成25年8月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(639,334円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(47,582,690円)及び分配準備積立金(133,975,112円)より、分配対象額は182,197,136円(1万口当たり1,342.20円)であり、うち2,714,873円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>(平成26年1月24日から平成26年2月24日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,341,389円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(656,671,143円)及び分配準備積立金(161,040,082円)より、分配対象額は821,052,614円(1万口当たり1,409.14円)であり、うち11,653,116円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成25年8月24日から平成25年9月24日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,423,556円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(128,150,894円)及び分配準備積立金(131,794,881円)より、分配対象額は262,369,331円(1万口当たり1,337.30円)であり、うち3,923,811円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成26年2月25日から平成26年3月24日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(6,140,374円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(778,151,281円)及び分配準備積立金(151,338,784円)より、分配対象額は935,630,439円(1万口当たり1,399.51円)であり、うち13,370,726円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

<p>(平成25年9月25日から平成25年10月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,105,986円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(8,608,183円)、投資信託約款に規定される収益調整金(251,122,730円)及び分配準備積立金(130,101,734円)より、分配対象額は393,938,633円(1万口当たり1,364.17円)であり、うち5,775,387円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成26年3月25日から平成26年4月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(19,018,612円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,673,309円)、投資信託約款に規定される収益調整金(875,802,724円)及び分配準備積立金(143,310,236円)より、分配対象額は1,044,804,881円(1万口当たり1,415.54円)であり、うち14,761,750円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成25年10月24日から平成25年11月25日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,666,643円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(336,014,231円)及び分配準備積立金(136,421,239円)より、分配対象額は474,102,113円(1万口当たり1,350.38円)であり、うち7,021,657円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成26年4月24日から平成26年5月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,961,598円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(61,354,977円)、投資信託約款に規定される収益調整金(965,992,857円)及び分配準備積立金(153,575,764円)より、分配対象額は1,190,885,196円(1万口当たり1,485.17円)であり、うち16,036,887円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成25年11月26日から平成25年12月24日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,461,952円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(450,663,850円)及び分配準備積立金(129,152,664円)より、分配対象額は582,278,466円(1万口当たり1,337.76円)であり、うち8,705,223円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成26年5月24日から平成26年6月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(12,968,941円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(113,263,955円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,172,950,755円)及び分配準備積立金(202,951,095円)より、分配対象額は1,502,134,746円(1万口当たり1,601.11円)であり、うち18,763,424円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成25年12月25日から平成26年1月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,080,539円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(43,649,777円)、投資信託約款に規定される収益調整金(540,506,501円)及び分配準備積立金(120,679,244円)より、分配対象額は712,916,061円(1万口当たり1,422.28円)であり、うち10,024,868円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成26年6月24日から平成26年7月23日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(17,239,837円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(83,326,819円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,727,183,825円)及び分配準備積立金(303,787,738円)より、分配対象額は2,131,538,219円(1万口当たり1,661.83円)であり、うち38,478,874円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自平成25年 7月24日 至平成26年 1月23日	当期 自平成26年 1月24日 至平成26年 7月23日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [平成26年 1月23日現在]	当期 [平成26年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期(自平成25年7月24日 至平成26年1月23日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	68,201,497
合計	68,201,497

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期(自平成26年1月24日 至平成26年7月23日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	118,202,062
合計	118,202,062

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [平成26年 1月23日現在]		当期 [平成26年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	1.1297円	1口当たり純資産額	1.1547円
(1万口当たり純資産額)	(11,297円)	(1万口当たり純資産額)	(11,547円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託 受益証券	東京海上・円建て投資適格債券 マザーファンド	9,275,713,076	10,340,564,937	
	TMA日本REITマザーファンド	1,229,668,172	2,210,943,373	
	東京海上・高配当低ボラティリティ 日本株マザーファンド	1,350,082,897	2,221,696,415	
親投資信託受益証券 合計		11,855,464,145	14,773,204,725	
合計		11,855,464,145	14,773,204,725	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」、「TMA日本REITマザーファンド」、「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		997,934,204	2,003,911,806
国債証券		1,870,559,500	2,187,235,300
地方債証券		9,284,777,000	10,377,630,000
特殊債券		3,605,741,000	3,773,500,000
社債券		25,245,822,350	39,186,631,310
未収利息		154,357,080	189,278,599
前払費用		4,800,998	30,290,078
流動資産合計		41,163,992,132	57,748,477,093
資産合計		41,163,992,132	57,748,477,093
負債の部			
流動負債			
未払金			1,239,519,000
未払解約金		331,143,537	379,410,640
流動負債合計		331,143,537	1,618,929,640
負債合計		331,143,537	1,618,929,640
純資産の部			
元本等			
元本	1	37,195,602,552	50,349,557,498

剰余金			
剰余金又は欠損金()		3,637,246,043	5,779,989,955
元本等合計		40,832,848,595	56,129,547,453
純資産合計		40,832,848,595	56,129,547,453
負債純資産合計		41,163,992,132	57,748,477,093

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	35,352,807,534円	37,195,602,552円
同期中における追加設定元本額	12,372,321,971円	19,736,956,867円
同期中における一部解約元本額	10,529,526,953円	6,583,001,921円
同期末における元本額	37,195,602,552円	50,349,557,498円
元本の内訳*		
東京海上・円建て投資適格債券 ファンド(毎月決算型)	32,368,303,654円	39,081,679,239円
東京海上・円建て投資適格債券 ファンド(年2回決算型)	1,210,145,616円	1,760,490,730円
東京海上・円資産バランスファンド (毎月決算型)	3,617,153,282円	9,275,713,076円
TMA債券バランスファンド <適格機関投資家限定>	円	231,674,453円
計	37,195,602,552円	50,349,557,498円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	37,195,602,552口	50,349,557,498口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 7月24日 至 平成26年 1月23日	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

(自 平成25年7月24日 至 平成26年1月23日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	8,531,200
地方債証券	110,158,000
特殊債券	59,102,000
社債券	49,968,870
合計	227,760,070

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年9月25日から平成26年1月23日まで)を指しております。

(自 平成26年1月24日 至 平成26年7月23日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	33,288,000
地方債証券	237,356,000
特殊債券	123,677,000
社債券	190,482,330
合計	584,803,330

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年9月25日から平成26年7月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成26年 1月23日現在]		[平成26年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	1.0978円	1口当たり純資産額	1.1148円
(1万口当たり純資産額)	10,978円)	(1万口当たり純資産額)	11,148円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第96回利付国債(5年)	100,000,000	100,726,000	
	第103回利付国債(5年)	300,000,000	301,785,000	
	第330回利付国債(10年)	200,000,000	205,884,000	
	第331回利付国債(10年)	300,000,000	303,423,000	
	第332回利付国債(10年)	200,000,000	201,978,000	
	第28回利付国債(20年)	20,000,000	20,643,800	
	第71回利付国債(20年)	100,000,000	116,042,000	
	第88回利付国債(20年)	50,000,000	59,115,500	
	第95回利付国債(20年)	200,000,000	237,030,000	
	第96回利付国債(20年)	100,000,000	116,088,000	
	第146回利付国債(20年)	200,000,000	212,268,000	
	第147回利付国債(20年)	300,000,000	312,252,000	
国債証券 合計		2,070,000,000	2,187,235,300	
地方債証券	第1回東京都公募公債(20年)	100,000,000	109,008,000	
	第10回東京都公募公債(20年)	200,000,000	235,736,000	
	第14回東京都公募公債(20年)	100,000,000	117,791,000	
	第18回東京都公募公債(20年)	200,000,000	232,894,000	
	第21回東京都公募公債(20年)	100,000,000	115,666,000	
	第24回東京都公募公債(20年)	100,000,000	111,752,000	
	第3回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	114,871,000	
	第7回神奈川県公募公債(20年)	200,000,000	233,034,000	
	第11回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	114,284,000	
	第13回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	115,855,000	
	第14回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	112,043,000	
	第16回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	113,514,000	
	第21回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	106,585,000	
	第22回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	107,462,000	
	第1回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	114,990,000	
	第10回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	105,790,000	
	平成22年度第3回京都府公募公債	200,000,000	224,456,000	
	第1回兵庫県公募公債(15年)	200,000,000	219,462,000	
	第4回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	119,653,000	
	第9回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	115,928,000	
	第13回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	107,999,000	
	第5回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	117,402,000	
	第9回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	116,169,000	
	第15回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	105,837,000	
	平成20年度第8回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	113,888,000	
	平成21年度第5回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	117,062,000	
	平成22年度第14回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	113,550,000	
平成23年度第16回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	108,216,000		

平成20年度第1回広島県公募公債(20年)	200,000,000	235,882,000	
平成23年度第1回広島県公募公債(20年)	100,000,000	109,048,000	
第8回埼玉県公募公債(20年)	300,000,000	346,815,000	
第9回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	114,780,000	
平成22年度第10回埼玉県公募公債(20年)	200,000,000	222,764,000	
第11回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	111,877,000	
平成22年度第1回福岡県公募公債	100,000,000	110,187,000	
平成22年度第2回福岡県公募公債(15年)	200,000,000	222,464,000	
平成20年度第1回福岡県公募公債(20年)	200,000,000	233,968,000	
第6回千葉県公募公債(20年)	200,000,000	233,676,000	
第9回千葉県公募公債(20年)	200,000,000	219,908,000	
第11回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	109,485,000	
第12回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	108,636,000	
第13回千葉県公募公債(20年)	200,000,000	211,674,000	
第5回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	119,347,000	
第6回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	115,823,000	
第8回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	116,433,000	
第13回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	113,335,000	
第2回名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	118,830,000	
第3回名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	113,998,000	
第9回名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	114,268,000	
第11回名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	114,701,000	
第4回京都市公募公債(20年)	100,000,000	119,544,000	
第5回京都市公募公債(20年)	200,000,000	235,738,000	
平成18年度第3回神戸市公募公債(20年)	300,000,000	358,884,000	
平成20年度第24回神戸市公募公債(20年)	100,000,000	113,962,000	
平成23年度第14回神戸市公募公債(20年)	200,000,000	215,520,000	
第4回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	113,980,000	
第5回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	115,482,000	
第8回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	118,324,000	
第12回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	116,517,000	
第3回川崎市公募公債(20年)	100,000,000	116,314,000	
第1回北九州市公募公債(20年)	200,000,000	237,768,000	
第13回北九州市公募公債(20年)	100,000,000	105,934,000	
平成18年度第1回福岡市公募公債(20年)	200,000,000	237,418,000	
第7回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	114,724,000	
第33回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	102,928,000	
第4回公営企業債券(20年)	100,000,000	113,529,000	
第16回公営企業債券(20年)	200,000,000	228,262,000	
第17回公営企業債券(20年)	200,000,000	234,818,000	
第25回公営企業債券(20年)	100,000,000	119,188,000	

地方債証券 合計		9,100,000,000	10,377,630,000	
特殊債券	第63回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	116,547,000	
	第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	229,482,000	
	第92回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,739,000	
	第97回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	229,274,000	
	第99回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	232,106,000	
	第106回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	229,032,000	
	第114回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	222,852,000	
	第125回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	114,075,000	
	第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	225,174,000	
	第130回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	224,956,000	
	第141回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	221,358,000	
	第146回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	218,038,000	
	第153回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	217,458,000	
	第169回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	211,012,000	
	第171回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	312,603,000	
	第174回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	315,993,000	
	第183回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,321,000	
	第51回政府保証関西国際空港債券	100,000,000	113,340,000	
第54回政府保証関西国際空港債券	100,000,000	119,140,000		
特殊債券 合計		3,400,000,000	3,773,500,000	

社債券	第30回日本政策投資銀行債券	100,000,000	107,932,000	
	第49回日本政策投資銀行債券	100,000,000	110,763,000	
	第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,969,000	
	第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,986,000	
	第42回道路債券	200,000,000	230,160,000	
	第7回阪神高速道路債券	200,000,000	228,686,000	
	第10回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	114,250,000	
	第3回都市再生債券	100,000,000	121,003,000	
	第343回東京交通債券	100,000,000	112,200,000	
	第344回東京交通債券	100,000,000	109,565,000	
	第20回関西国際空港株式会社社債	100,000,000	105,889,000	
	第25回関西国際空港株式会社社債	100,000,000	105,819,000	
	第26回関西国際空港株式会社社債	100,000,000	104,730,000	
	第6回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	113,757,000	
	第11回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	119,065,000	
	第18回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	113,854,000	
	第49回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	225,968,000	
	第52回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	111,534,000	
	第59回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,421,000	
	第68回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	112,776,000	
	第75回一般担保住宅金融支援機構債券	150,000,000	167,541,000	
	第106回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	106,576,000	
	第9回農林漁業金融公庫債券	200,000,000	241,090,000	
	第12回農林漁業金融公庫債券	100,000,000	115,880,000	
	第6回沖縄振興開発金融公庫債券	100,000,000	113,522,000	
	第3回国際協力機構債券	200,000,000	228,168,000	
	第5回国際協力機構債券	300,000,000	331,578,000	
	第6回国際協力機構債券	100,000,000	112,997,000	
	第7回国際協力機構債券	100,000,000	111,033,000	
	第8回国際協力機構債券	100,000,000	108,239,000	
	第33回大成建設株式会社無担保社債	200,000,000	202,594,000	
	第15回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	102,979,000	
	第18回清水建設株式会社無担保社債	100,000,000	102,701,000	
	第11回森永乳業株式会社無担保社債	200,000,000	203,298,000	
	第28回サッポロホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	202,150,000	
	第7回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	214,088,000	
	第9回キリンホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	211,334,000	
	第4回サントリーホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,557,000	
	第1回株式会社伊藤園無担保社債	100,000,000	100,718,000	
	第1回株式会社J-オイルミルズ無担保社債	100,000,000	100,759,000	

第5回キッコーマン株式会社無担保社債	100,000,000	102,828,000	
第7回キッコーマン株式会社無担保社債	200,000,000	212,268,000	
第4回株式会社三越伊勢丹ホールディングス 無担保社債	200,000,000	205,654,000	
第3回株式会社セブン&アイ・ ホールディングス無担保	100,000,000	106,609,000	
第29回東レ株式会社無担保社債	100,000,000	103,542,000	
第8回株式会社日本製紙グループ本社 無担保社債	100,000,000	104,476,000	
第26回昭和電工株式会社無担保社債	200,000,000	200,926,000	
第41回住友化学株式会社無担保社債	300,000,000	319,551,000	
第33回三菱化学株式会社無担保社債	200,000,000	205,710,000	
第37回三菱化学株式会社無担保社債	200,000,000	214,152,000	
第2回株式会社クレハ無担保社債	300,000,000	305,019,000	
第4回株式会社クレハ無担保社債	100,000,000	102,056,000	
第21回三菱瓦斯化学株式会社無担保社債	200,000,000	201,178,000	
第3回大日本住友製薬株式会社無担保社債	100,000,000	103,058,000	
第9回関西ペイント株式会社無担保社債	100,000,000	100,725,000	
第7回株式会社オリエントランド 無担保社債	300,000,000	308,472,000	
第1回富士フイルムホールディングス 株式会社無担保社債	100,000,000	100,369,000	
第28回新日本石油株式会社無担保社債	200,000,000	213,836,000	
第9回昭和シェル石油株式会社無担保社債	100,000,000	102,249,000	
第3回新日鉱ホールディングス株式会社 無担保社債	200,000,000	215,648,000	
第9回JXホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	100,554,000	
第22回東洋ゴム工業株式会社無担保社債	200,000,000	204,580,000	
第22回住友ゴム工業株式会社無担保社債	100,000,000	106,167,000	
第15回太平洋セメント株式会社無担保社債	100,000,000	101,288,000	
第23回太平洋セメント株式会社無担保社債	100,000,000	101,426,000	
第29回新日本製鐵株式会社無担保社債	100,000,000	108,084,000	
第58回新日本製鐵株式会社無担保社債	100,000,000	105,610,000	
第68回住友金属工業株式会社無担保社債	100,000,000	101,767,000	
第11回株式会社フジクラ無担保社債	100,000,000	105,109,000	
第18回株式会社豊田自動織機無担保社債	300,000,000	325,746,000	
第19回株式会社豊田自動織機無担保社債	200,000,000	209,860,000	
第39回日本精工株式会社無担保社債	100,000,000	104,849,000	
第27回富士電機株式会社無担保社債	400,000,000	407,636,000	
第3回日本電産株式会社無担保社債	200,000,000	205,304,000	
第7回セイコーエプソン株式会社無担保社債	100,000,000	100,919,000	
第11回セイコーエプソン株式会社 無担保社債	100,000,000	100,927,000	
第8回パナソニック株式会社無担保社債	300,000,000	323,703,000	
第11回パナソニック株式会社無担保社債	200,000,000	205,916,000	

第22回三菱重工業株式会社無担保社債	100,000,000	105,676,000	
第38回川崎重工業株式会社無担保社債	100,000,000	103,285,000	
第40回川崎重工業株式会社無担保社債	200,000,000	203,558,000	
第42回川崎重工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,013,000	
第36回石川島播磨重工業株式会社 無担保社債	200,000,000	203,676,000	
第38回石川島播磨重工業株式会社 無担保社債	200,000,000	207,024,000	
第40回株式会社IHI無担保社債	100,000,000	100,280,000	
第4回住友生命基金流動化特定目的会社 第1回特定社債	300,000,000	305,118,000	
第1回フコク生命2011基金流動化 特定目的会社特定社債	200,000,000	202,652,000	
第1回日本生命2012基金特定目的会社 特定社債	200,000,000	204,102,000	
第1回B号明治安田生命2012基金 特定目的会社特定社債	400,000,000	406,028,000	
第5回住友生命基金流動化特定目的会社 第1回特定社債	200,000,000	205,372,000	
第1回明治安田生命2013基金 特定目的会社特定社債	100,000,000	101,716,000	
第1回トヨタ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	110,018,000	
第8回トヨタ自動車株式会社無担保社債	100,000,000	107,819,000	
第26回マツダ株式会社無担保社債	200,000,000	201,688,000	
第49回伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	107,821,000	
第52回伊藤忠商事株式会社無担保社債	100,000,000	106,889,000	
第59回伊藤忠商事株式会社無担保社債	200,000,000	212,218,000	
第87回丸紅株式会社無担保社債	200,000,000	210,294,000	
第17回豊田通商株式会社無担保社債	100,000,000	100,970,000	
第18回豊田通商株式会社無担保社債	200,000,000	202,262,000	
第39回住友商事株式会社無担保社債	100,000,000	108,898,000	
第68回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	105,129,000	
第69回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	106,604,000	
第76回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	105,937,000	
第48回株式会社クレディセゾン無担保社債	200,000,000	204,896,000	
第50回株式会社クレディセゾン無担保社債	100,000,000	100,853,000	
第20回イオン株式会社無担保社債	100,000,000	100,141,000	
第1回株式会社新生銀行無担保社債	100,000,000	99,973,000	
第1回株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ(劣後)	100,000,000	100,505,000	
第88回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債	100,000,000	116,927,000	
第11回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債(劣後)	100,000,000	104,720,000	
第23回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	123,064,000	

第24回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	113,722,000	
第29回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	113,663,000	
第4回株式会社りそな銀行無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	445,628,000	
第12回株式会社りそな銀行無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	232,232,000	
第1回株式会社りそな銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	100,333,000	
第6回三菱UFJ信託銀行株式会社 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	108,398,000	
第7回三菱UFJ信託銀行株式会社 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	106,887,000	
第8回三菱UFJ信託銀行株式会社 無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	110,892,000	
第6回住友信託銀行株式会社無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	239,364,000	
第8回住友信託銀行株式会社無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	233,430,000	
第11回住友信託銀行株式会社無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	106,567,000	
第12回住友信託銀行株式会社無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	211,244,000	
第10回株式会社セブン銀行無担保社債	400,000,000	408,540,000	
第1回みずほフィナンシャルグループ (劣後特約付)	200,000,000	200,372,000	
第17回株式会社三井住友銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	111,204,000	
第22回株式会社三井住友銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	106,243,000	
第25回株式会社三井住友銀行無担保社債 (劣後特約付)	300,000,000	342,675,000	
第28回株式会社三井住友銀行無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	227,346,000	
第3回株式会社みずほ銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	109,409,000	
第5回株式会社みずほ銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	116,302,000	
第9回株式会社みずほ銀行無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	233,236,000	
第14回株式会社みずほ銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	108,905,000	
第19回株式会社みずほ銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	107,809,000	
第9回株式会社ジャックス無担保社債	200,000,000	202,818,000	
第133回オリックス株式会社無担保社債	400,000,000	406,688,000	
第139回オリックス株式会社無担保社債	100,000,000	108,974,000	
第168回オリックス株式会社無担保社債	200,000,000	204,472,000	

第6回野村ホールディングス株式会社 無担保社債	300,000,000	312,417,000	
第8回野村ホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	105,439,000	
第10回野村ホールディングス株式会社 無担保社債	200,000,000	210,396,000	
第44回野村ホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	100,939,000	
第1回B号日本生命2009基金 特定目的会社特定社債	300,000,000	300,198,000	
第39回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	105,074,000	
第43回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	105,930,000	
第31回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	109,272,000	
第48回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	112,622,000	
第72回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	230,636,000	
第86回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	117,529,000	
第93回三菱地所株式会社無担保社債	200,000,000	238,398,000	
第68回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,350,000	
第98回住友不動産株式会社無担保社債	100,000,000	100,313,000	
第15回エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 無担保社債	200,000,000	203,710,000	
第78回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	107,028,000	
第87回東武鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	431,732,000	
第102回東武鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	103,595,000	
第105回東武鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	201,314,000	
第17回相鉄ホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	102,929,000	
第25回相鉄ホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	103,242,000	
第28回相鉄ホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	102,128,000	
第31回相鉄ホールディングス株式会社 無担保社債	100,000,000	101,266,000	
第60回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	111,776,000	
第64回東京急行電鉄株式会社無担保社債	200,000,000	236,370,000	
第76回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	107,104,000	
第78回東京急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	105,937,000	
第31回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	108,124,000	
第38回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	306,600,000	
第39回京浜急行電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	100,744,000	
第55回小田急電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	425,328,000	
第60回小田急電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	102,537,000	
第63回小田急電鉄株式会社無担保社債	300,000,000	303,468,000	
第26回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	117,136,000	
第28回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	106,981,000	
第30回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	106,048,000	

第3 1 回京王電鉄株式会社無担保社債	400,000,000	422,384,000	
第3 3 回京王電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	102,493,000	
第4 4 回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	105,829,000	
第4 8 回京成電鉄株式会社無担保社債	100,000,000	102,970,000	
第3 4 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	117,994,000	
第4 5 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	119,462,000	
第4 9 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	116,263,000	
第7 1 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	220,288,000	
第8 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	217,710,000	
第1 0 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,389,000	
第1 5 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	116,202,000	
第1 6 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	109,542,000	
第2 8 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	452,852,000	
第3 6 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	101,285,000	
第6 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	101,000,000	115,676,310	
第3 2 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	116,794,000	
第4 1 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	114,655,000	
第4 2 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	233,088,000	
第4 6 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	114,082,000	
第5 1 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	200,000,000	229,396,000	
第6 9 回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	100,387,000	
第1 0 回東京地下鉄株式会社社債	200,000,000	230,030,000	
第3 8 回西日本鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	209,818,000	
第4 3 回西日本鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	202,344,000	
第3 8 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	300,000,000	323,991,000	
第4 0 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	106,343,000	
第4 6 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,301,000	
第4 7 回阪急阪神ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,793,000	
第3 5 回南海電気鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	206,482,000	
第3 7 回南海電気鉄道株式会社無担保社債	200,000,000	200,192,000	
第2 5 回京阪電気鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	106,033,000	
第3 9 回名古屋鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	105,459,000	

第5回日本通運株式会社無担保社債	100,000,000	107,432,000	
第7回日本通運株式会社無担保社債	100,000,000	104,601,000	
第23回日本郵船株式会社無担保社債	100,000,000	113,343,000	
第27回日本郵船株式会社無担保社債	100,000,000	105,138,000	
第19回株式会社商船三井無担保社債	100,000,000	100,549,000	
第15回株式会社東京放送無担保社債	200,000,000	207,748,000	
第51回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	103,645,000	
第59回日本電信電話株式会社電信電話債券	200,000,000	214,174,000	
第60回日本電信電話株式会社電信電話債券	100,000,000	106,246,000	
第19回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	104,660,000	
第5回KDDI株式会社担保付社債	100,000,000	108,203,000	
第15回株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ無担保社債	200,000,000	213,538,000	
第20回株式会社NTTドコモ無担保社債	400,000,000	404,524,000	
第405回中部電力株式会社社債 (一般担保付)	300,000,000	308,964,000	
第375回東北電力株式会社社債	300,000,000	309,591,000	
第15回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	103,333,000	
第16回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	107,130,000	
第23回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	103,937,000	
第26回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	115,328,000	
第34回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	104,771,000	
第35回東京瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	216,154,000	
第39回東京瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	202,370,000	
第7回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	217,176,000	
第9回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	109,550,000	
第18回大阪瓦斯株式会社無担保社債	300,000,000	323,613,000	
第23回大阪瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	109,396,000	
第32回大阪瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	203,688,000	
第31回東邦瓦斯株式会社無担保社債	400,000,000	448,620,000	
第36回東邦瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	216,912,000	
第30回ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	101,781,000	
社債券 合計	36,751,000,000	39,186,631,310	
合計	51,321,000,000	55,524,996,610	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「TMA日本REITマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
--	--	-----------------	-----------------

区 分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		27,704,084	164,907,203
投資証券		661,055,200	2,207,935,200
未収配当金		3,599,541	8,413,088
未収利息		39	201
流動資産合計		692,358,864	2,381,255,692
資産合計		692,358,864	2,381,255,692
負債の部			
流動負債			
未払金		13,307,324	131,733,886
未払解約金		3,185,687	10,339,644
流動負債合計		16,493,011	142,073,530
負債合計		16,493,011	142,073,530
純資産の部			
元本等			
元本	1	410,654,299	1,245,372,120
剰余金			
剰余金又は欠損金()		265,211,554	993,810,042
元本等合計		675,865,853	2,239,182,162
純資産合計		675,865,853	2,239,182,162
負債純資産合計		692,358,864	2,381,255,692

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	40,636,582円	410,654,299円
同期中における追加設定元本額	389,330,909円	906,673,375円
同期中における一部解約元本額	19,313,192円	71,955,554円
同期末における元本額	410,654,299円	1,245,372,120円
元本の内訳*		

東京海上・円資産バランスファンド (毎月決算型)	397,914,655円	1,229,668,172円
TMA資産分散型バランスVA (適格機関投資家限定)	12,739,644円	15,703,948円
計	410,654,299円	1,245,372,120円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	410,654,299口	1,245,372,120口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 7月24日 至 平成26年 1月23日	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
-----	-----------------	-----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
(自平成25年7月24日 至 平成26年1月23日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	25,430,559
合計	25,430,559

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年7月11日から平成26年1月23日まで)を指しております。

(自平成26年1月24日 至 平成26年7月23日)
売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	27,120,073
合計	27,120,073

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年7月11日から平成26年7月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成26年 1月23日現在]		[平成26年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	1.6458円	1口当たり純資産額	1.7980円

(1万口当たり純資産額	16,458円)	(1万口当たり純資産額	17,980円)
-------------	----------	-------------	----------

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	178	70,310,000	
	森ヒルズリート投資法人	510	77,469,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人	38	20,672,000	
	産業ファンド投資法人	40	36,200,000	
	大和ハウズリート投資法人	111	50,727,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	220	54,340,000	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	61	14,749,800	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	90	84,330,000	
	GLP投資法人	661	76,874,300	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	32	24,512,000	
	日本プロロジスリート投資法人	445	104,931,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	357	44,125,200	
	ヒューリックリート投資法人	250	42,825,000	
	日本ビルファンド投資法人	289	166,464,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	246	142,434,000	
	日本リテールファンド投資法人	590	133,399,000	
	オリックス不動産投資法人	645	90,429,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	142	51,688,000	
	プレミア投資法人	67	27,905,500	
	東急リアル・エステート投資法人	370	53,391,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	56	17,248,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	91	44,772,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	614	102,353,800	
	森トラスト総合リート投資法人	265	46,136,500	
	フロンティア不動産投資法人	157	89,019,000	
	平和不動産リート投資法人	402	34,089,600	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	225	54,585,000	
	福岡リート投資法人	132	23,931,600	
	ケネディクス・オフィス投資法人	129	72,369,000	
	積水ハウス・S Iレジデンシャル投資法人	400	41,400,000	
	いちご不動産投資法人	373	25,625,100	
	大和証券オフィス投資法人	151	73,310,500	
	阪急リート投資法人	46	26,128,000	
トップリート投資法人	54	24,543,000		
大和ハウス・レジデンシャル投資法人	104	49,452,000		
ジャパン・ホテル・リート投資法人	1,025	57,707,500		

	日本賃貸住宅投資法人	436	31,958,800	
	ジャパンエクセレント投資法人	185	25,530,000	
投資証券	合計	10,187	2,207,935,200	
	合計	10,187	2,207,935,200	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		323,040,578	1,227,610,768
株式		10,846,254,200	16,893,905,300
未収入金			10,330,107
未収配当金		13,605,300	19,121,500
未収利息		455	1,496
流動資産合計		11,182,900,533	18,150,969,171
資産合計		11,182,900,533	18,150,969,171
負債の部			
流動負債			
未払金			540,681,587
未払解約金		3,282,809	9,447,297
流動負債合計		3,282,809	550,128,884
負債合計		3,282,809	550,128,884
純資産の部			
元本等			
元本	1	7,430,320,255	10,695,573,057
剰余金			
剰余金又は欠損金()		3,749,297,469	6,905,267,230
元本等合計		11,179,617,724	17,600,840,287
純資産合計		11,179,617,724	17,600,840,287
負債純資産合計		11,182,900,533	18,150,969,171

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
-----	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,664,911,946円	7,430,320,255円
同期中における追加設定元本額	2,203,672,929円	3,898,333,744円
同期中における一部解約元本額	438,264,620円	633,080,942円
同期末における元本額	7,430,320,255円	10,695,573,057円
元本の内訳*		
東京海上・円資産バランスファンド (毎月決算型)	443,457,541円	1,350,082,897円
東京海上・高配当低ボラティリティ 日本株F<適格機関投資家限定>	6,986,862,714円	9,345,490,160円
計	7,430,320,255円	10,695,573,057円
2. 1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	7,430,320,255口	10,695,573,057口

(注)*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年 7月24日 至 平成26年 1月23日	自 平成26年 1月24日 至 平成26年 7月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左
-------------------	---	----

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成26年 1月23日現在]	[平成26年 7月23日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自平成25年7月24日 至 平成26年1月23日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
----	-----------------

株式	829,151,225
合計	829,151,225

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成25年5月29日から平成26年1月23日まで)を指しております。

(自 平成26年1月24日 至 平成26年7月23日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	854,516,584
合計	854,516,584

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年5月29日から平成26年7月23日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成26年 1月23日現在]		[平成26年 7月23日現在]	
1口当たり純資産額	1.5046円	1口当たり純資産額	1.6456円
(1万口当たり純資産額	15,046円)	(1万口当たり純資産額	16,456円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ホクト	170,300	1,985.00	338,045,500	
大東建託	28,100	12,035.00	338,183,500	
積水ハウス	204,000	1,405.00	286,620,000	
高砂熱学工業	153,000	1,170.00	179,010,000	
新興プランテック	75,200	781.00	58,731,200	
日本製粉	397,000	518.00	205,646,000	
昭和産業	161,000	377.00	60,697,000	
三井製糖	48,000	392.00	18,816,000	
森永乳業	666,000	371.00	247,086,000	
雪印メグミルク	200,000	1,322.00	264,400,000	
丸大食品	228,000	339.00	77,292,000	
S Foods	22,000	1,652.00	36,344,000	
日清オイリオグループ	721,000	345.00	248,745,000	
J - オイルミルズ	718,000	332.00	238,376,000	
キューピー	149,000	1,875.00	279,375,000	
ハウス食品グループ本社	151,700	1,998.00	303,096,600	
カゴメ	55,000	1,741.00	95,755,000	
アリアケジャパン	94,100	2,660.00	250,306,000	

日清食品ホールディングス	26,000	5,740.00	149,240,000
日本たばこ産業	89,900	3,711.00	333,618,900
ワコールホールディングス	208,000	1,095.00	227,760,000
オンワードホールディングス	33,000	728.00	24,024,000
太陽ホールディングス	43,600	3,070.00	133,852,000
ドクターシーラボ	57,000	3,905.00	222,585,000
ノエビアホールディングス	31,000	2,236.00	69,316,000
アース製薬	86,400	3,930.00	339,552,000
武田薬品工業	63,000	4,666.00	293,958,000
田辺三菱製薬	222,700	1,488.00	331,377,600
科研製薬	145,000	2,157.00	312,765,000
エーザイ	79,500	4,225.00	335,887,500
第一三共	89,000	1,886.00	167,854,000
大塚ホールディングス	103,800	3,239.00	336,208,200
昭和シェル石油	256,000	1,198.00	306,688,000
出光興産	68,000	2,158.00	146,744,000
JXホールディングス	230,000	537.80	123,694,000
アサヒホールディングス	30,000	1,740.00	52,200,000
平和	17,800	2,374.00	42,257,200
SANKYO	42,000	3,965.00	166,530,000
マックス	89,000	1,117.00	99,413,000
日立マクセル	36,000	1,798.00	64,728,000
キヤノン電子	174,700	1,953.00	341,189,100
キヤノン	99,700	3,388.00	337,783,600
日産自動車	85,000	977.00	83,045,000
ダイハツ工業	163,000	1,787.00	291,281,000
東京瓦斯	167,000	601.80	100,500,600
大阪瓦斯	247,000	441.30	109,001,100
東邦瓦斯	166,000	589.00	97,774,000
西部瓦斯	476,000	268.00	127,568,000
西日本旅客鉄道	64,000	4,759.50	304,608,000
西日本鉄道	248,000	417.00	103,416,000
センコー	555,000	532.00	295,260,000
日本航空	57,600	5,990.00	345,024,000
ティーガイア	292,300	945.00	276,223,500
日本オラクル	8,500	4,350.00	36,975,000
伊藤忠テクノソリューションズ	16,500	4,460.00	73,590,000
ネットワンシステムズ	400,800	688.00	275,750,400
コネクシオ	130,000	881.00	114,530,000
日本電信電話	50,900	6,841.00	348,206,900
NTTドコモ	190,400	1,790.00	340,816,000
TKC	39,000	2,188.00	85,332,000
TOKAIホールディングス	348,000	436.00	151,728,000

ナガイレーベン	11,000	2,059.00	22,649,000	
伊藤忠商事	241,500	1,320.00	318,780,000	
三井物産	205,600	1,644.50	338,109,200	
住友商事	236,000	1,359.50	320,842,000	
ユアサ商事	82,000	215.00	17,630,000	
サンゲツ	59,000	2,768.00	163,312,000	
伊藤忠エネクス	200,000	780.00	156,000,000	
P a l t a c	70,500	1,398.00	98,559,000	
オートバックスセブン	201,800	1,707.00	344,472,600	
因幡電機産業	98,200	3,470.00	340,754,000	
ローソン	43,400	7,730.00	335,482,000	
ビックカメラ	30,000	791.00	23,730,000	
サンマルクホールディングス	4,000	5,600.00	22,400,000	
ファミリーマート	47,000	4,640.00	218,080,000	
千趣会	29,000	859.00	24,911,000	
チヨダ	147,700	2,294.00	338,823,800	
カスミ	84,800	788.00	66,822,400	
ヤオコー	11,500	5,840.00	67,160,000	
吉野家ホールディングス	13,000	1,506.00	19,578,000	
王将フードサービス	74,500	4,555.00	339,347,500	
ブレナス	90,000	2,383.00	214,470,000	
ミニストップ	141,700	1,637.00	231,962,900	
アークス	63,000	2,144.00	135,072,000	
池田泉州ホールディングス	133,000	519.00	69,027,000	
ダスキン	105,000	1,919.00	201,495,000	
アサツー ディ・ケイ	112,000	2,642.00	295,904,000	
ベネッセホールディングス	30,500	4,005.00	122,152,500	
合 計	12,833,200		16,893,905,300	

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年7月31日現在

種類	金額
資産総額	16,217,036,656 円
負債総額	51,285,438 円
純資産総額 (-)	16,165,751,218 円

発行済数量	13,981,849,582 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1562 円

(ご参考：親投資信託の現況)

東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド

平成26年7月31日現在

種類	金額
資産総額	58,951,575,531 円
負債総額	1,058,775,930 円
純資産総額 (-)	57,892,799,601 円
発行済数量	51,913,391,325 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1152 円

TMA日本REITマザーファンド

平成26年7月31日現在

種類	金額
資産総額	2,569,623,809 円
負債総額	115,593,845 円
純資産総額 (-)	2,454,029,964 円
発行済数量	1,356,084,698 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.8096 円

東京海上・高配当低ボラティリティ日本株マザーファンド

平成26年7月31日現在

種類	金額
資産総額	19,415,363,728 円
負債総額	568,271,782 円
純資産総額 (-)	18,847,091,946 円
発行済数量	11,429,766,300 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.6489 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成26年7月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年7月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	2,389
追加型株式投資信託	133	1,914,423
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	60,906
合計	147	1,977,719

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第28期 （平成25年3月31日現在）	第29期 （平成26年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,753,091	9,147,830
前払費用	134,096	110,882
未収委託者報酬	1,616,237	1,825,261
未収収益	2,117,109	2,410,705
未収入金	153,977	132,243
繰延税金資産	189,883	208,535
その他の流動資産	6,634	11,587
流動資産計	10,971,029	13,847,047
固定資産		
有形固定資産	* 1 217,693	* 1 199,065
建物	122,475	105,672
器具備品	95,217	93,392
無形固定資産	3,144	3,144
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	815,403	774,095
投資有価証券	19,427	30,243
関係会社株式	254,342	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	95,530	48,053
敷金	291,959	285,857
繰延税金資産	122,944	124,399
固定資産計	1,036,240	976,305
資産合計	12,007,270	14,823,352
負債の部		
流動負債		
預り金	30,099	36,310
未払金	* 2 1,569,259	* 2 1,745,028
未払手数料	454,177	539,966
その他未払金	1,115,081	1,205,062
未払費用	57,434	145,394
未払消費税等	85,291	140,244
未払法人税等	596,000	1,220,000

前受収益	317,700	219,617
賞与引当金	191,919	185,444
その他の流動負債	-	36
流動負債計	2,847,704	3,692,077
固定負債		
退職給付引当金	137,928	141,238
役員退職慰労引当金	31,080	37,360
固定負債計	169,008	178,598
負債合計	3,016,712	3,870,676
純資産の部		
株主資本	8,989,342	10,950,867
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	6,989,342	8,950,867
利益準備金	443,612	500,000
その他利益剰余金	6,545,729	8,450,867
繰越利益剰余金	6,545,729	8,450,867
評価・換算差額等	1,215	1,809
その他有価証券評価差額金	1,215	1,809
純資産合計	8,990,558	10,952,676
負債・純資産合計	12,007,270	14,823,352

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,959,798	8,728,983
運用受託報酬	6,585,557	8,079,569
投資助言報酬	20,963	27,854
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	13,568,311	16,838,399
営業費用		
支払手数料	2,732,478	3,649,922
広告宣伝費	133,560	127,570
公告費	2,244	1,190
調査費	3,642,781	4,624,666
調査費	1,160,919	1,225,688
委託調査費	* 1 2,481,861	* 1 3,398,978
委託計算費	82,588	80,546
営業雑経費	128,344	137,868
通信費	28,568	27,421
印刷費	72,899	80,551
協会費	16,766	18,158
諸会費	4,213	4,933
図書費	5,896	6,803
営業費用計	6,721,997	8,621,765
一般管理費		
給料	2,441,088	2,408,504
役員報酬	69,444	71,508
給料・手当	* 1 1,755,780	* 1 1,711,651

賞与	615,864	625,344
交際費	7,417	9,497
旅費交通費	99,221	92,774
租税公課	44,567	52,979
不動産賃借料	343,381	258,391
役員退職慰労引当金繰入	5,820	6,280
退職給付費用	70,091	70,577
賞与引当金繰入	191,919	185,444
固定資産減価償却費	91,309	70,972
法定福利費	395,650	401,660
福利厚生費	7,867	7,620
諸経費	408,719	398,379
一般管理費計	4,107,055	3,963,083
営業利益	2,739,259	4,253,550
営業外収益		
受取利息	1,151	1,356
受取配当金	* 1 145,322	* 1 200,127
匿名組合投資利益	-	* 1 166,010
雑益	2,410	6,766
営業外収益計	148,885	374,260
営業外費用		
雑損	46,933	58,781
営業外費用計	46,933	58,781
経常利益	2,841,210	4,569,030
特別損失		
建物除却損	-	427
器具備品除却損	911	-
特別損失計	911	427
税引前当期純利益	2,840,299	4,568,603
法人税、住民税及び事業税	1,041,220	1,719,728
法人税等調整額	1,076	20,436
法人税等合計	1,040,144	1,699,291
当期純利益	1,800,154	2,869,311

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	388,426	5,352,625	5,741,052	7,741,052
当期変動額					
剰余金の配当		55,186	607,051	551,864	551,864
当期純利益			1,800,154	1,800,154	1,800,154
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					

当期変動額合計	-	55,186	1,193,103	1,248,290	1,248,290
当期末残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	105	105	7,741,157
当期変動額			
剰余金の配当			551,864
当期純利益			1,800,154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,109	1,109	1,109
当期変動額合計	1,109	1,109	1,249,400
当期末残高	1,215	1,215	8,990,558

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342
当期変動額					
剰余金の配当		56,387	964,173	907,786	907,786
当期純利益			2,869,311	2,869,311	2,869,311
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	56,387	1,905,137	1,961,524	1,961,524
当期末残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	8,990,558
当期変動額			
剰余金の配当			907,786
当期純利益			2,869,311
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	593	593	593
当期変動額合計	593	593	1,962,118
当期末残高	1,809	1,809	10,952,676

重要な会計方針

第29期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	
(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	移動平均法による原価法
(2) その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法
2 . 固定資産の減価償却の方法	
(1) 有形固定資産	定率法 ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については3年間で均等償却する方法を採用しております。
(2) 長期前払費用	定額法
3 . 引当金の計上基準	
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4 . 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

第29期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年 5 月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号 平成24年 5 月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っていません。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 平成25年 3 月31日現在	第29期 平成26年 3 月31日現在
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	103,012千円	建物	120,594千円
器具備品	418,700千円	器具備品	469,967千円
* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債		* 2 . 関係会社に対する主な資産・負債	
区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払金	709,361千円	未払金	794,751千円
(うち支配株主に対するもの)	142,986千円	(うち支配株主に対するもの)	155,421千円
(うち子会社に対するもの)	150,208千円	(うち子会社に対するもの)	160,782千円
(うち関連会社に対するもの)	416,166千円	(うち関連会社に対するもの)	478,547千円

(損益計算書関係)

第28期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	第29期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日		
* 1 . 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1 . 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。		
給与・手当	531,681千円	給与・手当	358,249千円
委託調査費	1,737,827千円	委託調査費	2,404,496千円
受取配当金	145,225千円	受取配当金	199,477千円
		匿名組合投資利益	166,010千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

1 . 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成24年 4月 1日 現在	増加	減少	平成25年 3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年 6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 1株当たり配当額	14,409円
(ハ) 基準日	平成24年 3月31日
(ニ) 効力発生日	平成24年 6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年 6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	23,702円
(ニ) 基準日	平成25年 3月31日
(ホ) 効力発生日	平成25年 6月28日

第29期（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

1 . 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成25年 4月 1日 現在	増加	減少	平成26年 3月31日 現在

普通株式	38,300	-	-	38,300
------	--------	---	---	--------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 1株当たり配当額	23,702円
(ハ) 基準日	平成25年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	804,759千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	21,012円
(ニ) 基準日	平成26年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成26年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,753,091	6,753,091	
(2)未収委託者報酬	1,616,237	1,616,237	
(3)未収収益	2,117,109	2,117,109	
(4)未収入金	153,977	153,977	
(5)投資有価証券 その他有価証券	19,427	19,427	
(6)敷金	291,959	218,507	73,451
(7)未払金	(1,569,259)	(1,569,259)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第29期(平成26年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	9,147,830	9,147,830	
(2)未収委託者報酬	1,825,261	1,825,261	
(3)未収収益	2,410,705	2,410,705	
(4)未収入金	132,243	132,243	
(5)投資有価証券 その他有価証券	30,243	30,243	
(6)敷金	285,857	220,934	64,923
(7)未払金	(1,745,028)	(1,745,028)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 同左
(5)投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5)投資有価証券 同左
(6)敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。	(6)敷金 同左

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	221,595	子会社株式	221,595
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第28期 平成25年 3月31日現在	第29期 平成26年 3月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期 平成25年 3月31日現在			第29期 平成26年 3月31日現在		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	1年以内	1年超		1年以内	1年超
預金	6,752,981		預金	9,147,754	
未収委託者報酬	1,616,237		未収委託者報酬	1,825,261	
未収収益	2,117,109		未収収益	2,410,705	
未収入金	153,977		未収入金	132,243	
投資有価証券 その他有価証券 のうち満期 があるもの		1,000	投資有価証券 その他有価証券 のうち満期 があるもの		8,000
合計	10,640,305	1,000	合計	13,515,964	8,000

(有価証券関係)

第28期 平成25年 3月31日現在	第29期 平成26年 3月31日現在
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	16,177	14,138	2,038	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	21,801	18,500	3,301
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	3,250	3,400	149	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	8,441	8,931	490
合計	19,427	17,538	1,888	合計	30,243	27,431	2,811
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左			

(退職給付関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要	退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	137,928千円
退職給付引当金	137,928千円
3. 退職給付費用に関する事項	
勤務費用	39,545千円
確定拠出年金への掛金支払額	30,545千円
退職給付費用	70,091千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要	<p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>
2. 確定給付制度	

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付引当金の期首残高	137,928千円
退職給付費用	35,716千円
退職給付の支払額	32,406千円
制度への拠出額	-
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>141,238千円</u>
(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	141,238千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>141,238千円</u>
退職給付引当金	141,238千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>141,238千円</u>
(3) 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	35,716千円
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,861千円であります。	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	11,813千円	13,315千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	49,157千円	50,337千円
未払金	5,774千円	3,918千円
賞与引当金損金算入限度超過額	72,948千円	66,092千円
未払法定福利費否認	8,973千円	8,886千円
未払事業所税否認	3,438千円	2,989千円
未払事業税否認	50,026千円	86,596千円
未払調査費	46,965千円	37,384千円
ソフトウェア償却超過額	54,426千円	51,350千円
敷金償却費	8,223千円	10,398千円
未払確定拠出年金	982千円	1,084千円
未払費用	774千円	1,583千円
繰延税金資産小計	313,504千円	333,937千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	313,504千円	333,937千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	673千円	1,002千円
その他	3千円	-
繰延税金負債合計	677千円	1,002千円
繰延税金資産の純額	312,827千円	332,935千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は16,009千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 同左</p>

(関連当事者情報)

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員 の 派遣	委託 調査費 の支払	1,428,822	未払金	416,166

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員 の 派遣	委託 調査費 の支払	1,979,812	未払金	478,547

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第28期	第29期
	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額	234,740円42銭	285,970円67銭
1株当たり当期純利益金額	47,001円44銭	74,916円74銭
	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注)2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。 (注)2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
	当期純利益 1,800,154千円	当期純利益 2,869,311千円
	普通株主に 帰属しない金額 -	普通株主に 帰属しない金額 -
	普通株式に係る 当期純利益 1,800,154千円	普通株式に係る 当期純利益 2,869,311千円
	期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成26年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
高木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
百五証券株式会社	3,000百万円	
株式会社きらやか銀行	22,700百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社仙台銀行	22,485百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
株式会社栃木銀行	27,408百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	
東京海上日動火災保険株式会社（注）	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

（ ）平成26年3月末日現在。

（注）東京海上日動火災保険株式会社は、受益権の取得申込の取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

東京海上日動火災保険株式会社は、委託会社の株式の100%を直接保有しており、親会社となっております。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成26年4月23日
有価証券届出書の訂正届出書	平成26年4月23日
臨時報告書	平成26年2月6日 平成26年5月7日

独立監査人の監査報告書

平成26年6月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）の平成26年1月24日から平成26年7月23日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）の平成26年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。